

条 例

埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十五年埼玉県条例第二十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。